

SSBJ解説動画

**IFRS S2号の概要
(全体概要)**

2023年10月

サステナビリティ基準委員会(SSBJ)事務局

本資料の目的

- 🌱 2023年6月26日に、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）は、設立後初めての基準となる、以下のIFRSサステナビリティ開示基準を公表しました
 - ◆ IFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」（以下、「IFRS S1号」という。）
 - ◆ IFRS S2号「気候関連開示」（以下、「IFRS S2号」という。）
- 🌱 **IFRS S2号「気候関連開示」**の概要を、以下の3つに分けてご説明いたします
 - ◆ **全体概要**
 - ◆ コア・コンテンツ（ガバナンス、戦略、リスク管理）
 - ◆ コア・コンテンツ（指標及び目標）、発効日及び経過措置

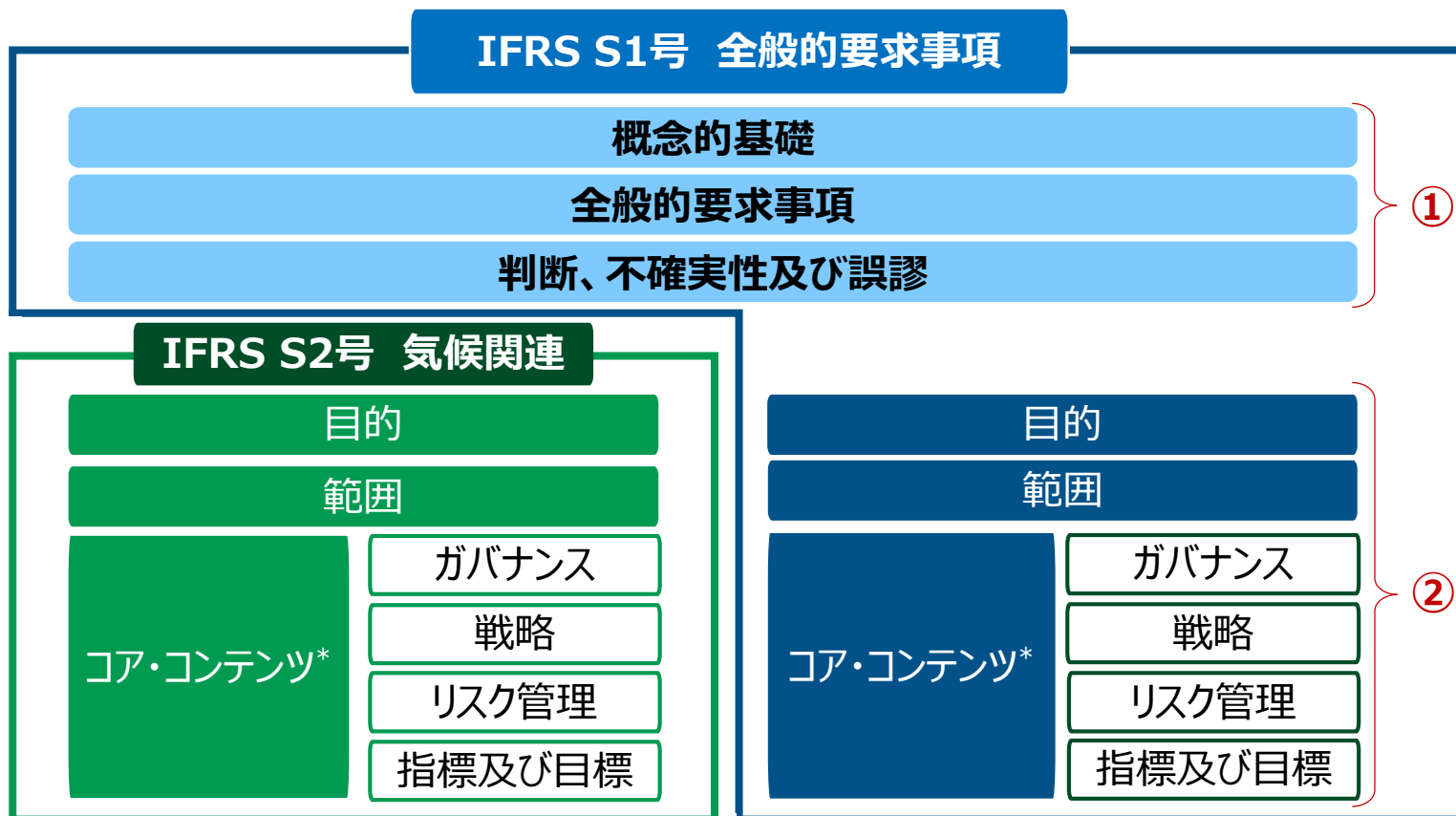
2023年6月26日にIFRS財団から公表された次の基準及び付随するガイダンスを、サステナビリティ基準委員会事務局が仮訳し、本資料に反映しています

- IFRS S1 General Requirements for Disclosure of Sustainability-related Financial Information
- IFRS S2 Climate-related Disclosures

なお、本資料では、開示を行うに際して、特に有用であると当事務局が判断した事項を記載しています（そのため、すべての事項について記載しているわけではありません）

IFRS S1号とIFRS S2号の構成

- IFRS S1号は、①サステナビリティ関連の開示を作成する際の、基本的な事項を定めた部分と、②テーマ別基準がない場合に、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関して開示すべき事項（コア・コンテンツ）を定めた部分とで構成されている



(*)コア・コンテンツの要求事項は、TCFD（金融安定理事会（FSB）による気候関連財務開示タスクフォース）提言を基礎としている。2024年よりTCFDに関するモニタリングの責任がISSBに移管され、TCFDは発展的に解消される予定である。

目的	利用者* が 企業へのリソースの提供に関する意思決定を行うにあたり有用な、気候関連のリスク及び機会 に関する情報の開示を企業に要求する
範囲	<ul style="list-style-type: none">• 気候関連の物理的リスク• 気候関連の移行リスク• 気候関連の機会
コア・コンテンツ	ガバナンス 気候関連のリスク及び機会をモニタリングし、管理し、監督するためのガバナンスのプロセス、統制及び手続を開示
	戦略 気候関連のリスク及び機会を管理するための戦略を開示
	リスク管理 気候関連のリスク及び機会を識別し、評価し、優先順位付けし、モニタリングするプロセスを開示
	指標及び目標 気候関連のリスク及び機会に関連するパフォーマンスを開示

(*) 「一般目的財務報告書の主要な利用者」をいう

目的

利用者が企業へのリソースの提供に関する意思決定を行うにあたり有用な、当該企業の気候関連のリスク及び機会に関する情報を開示することを当該企業に要求する

企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれる気候関連のリスク及び機会*に関する情報を開示することを企業に要求する

(*) 「短期、中期又は長期にわたり、企業のキャッシュ・フロー、当該企業のファイナンスへのアクセス又は資本コストに影響を与えることが合理的に見込まれる、すべての気候関連のリスク及び機会」をいう

範囲

- 企業がさらされている**気候関連のリスク**（潜在的なネガティブな影響）
 - ✓ 気候関連の**物理的リスク*** 1
 - ✓ 気候関連の**移行リスク*** 2
- 企業が利用可能な**気候関連の機会**（潜在的なポジティブな影響）

企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれない気候関連のリスク及び機会は、範囲外

（* 1）「気候変動からもたらされるリスクで、事象を契機とすることがあるもの（急性の物理的リスク）又は気候パターンの長期的な変化によるもの（慢性の物理的リスク）」をいう

（* 2）「低炭素経済に移行する取組みから生じるリスク（政策、法律、技術、市場及び風評リスクなど）」をいう

